

浜松中央長上苑重要事項説明書（通所介護・介護予防介護通所）

当事業者が提供する通所介護（介護予防通所介護）の内容に関し、あなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 七恵会
主たる事務所の所在地	静岡県浜松市中央区中田町584番地
電話番号	(053) 411-0011
法人の種別及び名称	社会福祉法人 七恵会
代表者職	理事長
代表者氏名	増田公基
事業所の名称	浜松中央長上苑デイサービスセンター
事業所の所在地	静岡県浜松市中央区中島2丁目7番1号
介護保険事業所番号	2277203275
指定年月日	令和3年1月15日
交通の便	遠州鉄道バス「永代橋」バス停より徒歩2分
通常の事業の実施地域	浜松市旧中区、旧東区、旧南区

2 事業者の職員の概要

(令和6年6月1日現在)

職 種	資 格	員 数	勤 務 の 体 制
管理者	社会福祉士主事	1人	常 勤 1人
生活相談員	介護福祉士	2人	常 勤 3人
	社会福祉士	1人	
看護職員	看護師	4人	非常勤 4人
機能訓練指導員	理学療法士	1人	非常勤 1人(専従)
	理学療法士	1人	常勤 1人(兼務)
	柔道整復師	1人	非常勤(火・土曜日)
介護職員	介護福祉士	8人	常 勤 6人 非常勤 2人
		8人	常 勤 1人 非常勤 7人

3 通所介護(介護予防通所介護)施設の概要

定員	50人(1単位)
食堂及び機能訓練室	152.53㎡
浴室	一般浴槽 個浴槽2槽、 3人浴槽1槽 特殊浴槽 車椅子対応型 1槽
その他の設備	静養室 32.33㎡ ベッド4台 畳コーナー 有 相談室 9.75㎡(特養共用) 送迎車 7台(特養共用)

4 サービスの提供時間

平日・土・祭日	営業時間	8:00～18:00
	サービス提供時間	9:10～16:15
営業をしない日	日曜日	1月1日～1月3日

5 通所介護(介護予防通所介護)の運営の方針

利用者に対して、各種のサービスを提供することによって、生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的・精神的な負担の軽減を図る。

6 利用料金

(1) 通所介護

当事業者の通所介護の提供(介護保険適用部分)に際しあなたが負担する利用料金は、原則として介護保険負担割合に定められた基本料金の1割～3割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。

基本料金 介護保険1割負担の場合

所要時間	3～4時間	4～5時間	5～6時間	6～7時間	7～8時間	8～9時間
要介護 1	345	362	525	543	607	623
要介護 2	395	414	620	641	716	737
要介護 3	446	468	715	740	830	852
要介護 4	495	521	812	839	946	970
要介護 5	549	575	907	939	1059	1086

- ・入浴介助加算Ⅰ 40単位 または、入浴介助加算Ⅱ 56単位
 - ・個別機能訓練加算Ⅰイ 56単位(土曜日)
 - ・個別機能訓練加算Ⅰロ 76単位(平日)
 - ・個別機能訓練加算Ⅱ 20単位(月1回)
 - ・口腔機能向上加算Ⅰ 150単位(月1回)
 - ・口腔機能向上加算Ⅱ 160単位(月2回)
 - ・サービス提供体制加算 18単位/日
 - ・科学的介護推進体制加算 40単位(月1回)
 - ・介護職員処遇改善加算Ⅱ 所定単位数の22.4%を乗じる。(令和6年4月1日付)
- ・短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている間は、介護保険からの支払は受けられません。

(2) 介護予防通所介護

当事業者の介護予防通所介護の提供（介護保険適用部分）に際しあなたが負担する利用料金は、原則として介護負担割合に定められた基本料金の1割～3割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。

1ヶ月単位

- ・ 介護予防通所介護 1（要支援 1） 1,672単位
- ・ 介護予防通所介護 2（要支援 2） 3,428単位
- ・ ~~運動機能向上加算~~ ~~225単位~~
- ・ 口腔機能向上加算 I 150単位（月1回）
- ・ サービス提供体制加算 72単位（要支援 I・要支援 II 週1回）
144単位（要支援 II 週一回を超える場合）
- ・ 科学的介護推進体制加算 40単位（月1回）
- ・ 介護職員処遇改善加算 II 総単位数に22.4%を乗じる。（令和6年6月1日付）
- ・ 介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型共同生活介護又は介護予防特定施設入所者生活介護を受けている間は、介護保険からの支払は受けられません。

(3) その他の費用

- ア 食費 昼食 620円（令和5年8月1日より）
- イ おやつ代 70円（令和5年8月1日より）
- ウ 交通費 通常の送迎地域を超えて送迎する場合に要する交通費は、通常の事業の実施区域を超えた地点から1kmあたり30円の負担とする。
- エ おむつ代 1枚あたり、パット30円、紙パンツM70円、L80円
- オ 時間外料金 次の場合は、30分あたり500円を負担していただきます。
 - ① サービス提供時間を超えて利用するとき
 - ② 通所介護計画（介護予防通所介護計画）により予定されている時間を超えて利用するとき
- カ その他 希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものにかかる費用及び、教養娯楽によって日常生活に必要なものを事業者が提供する場合にかかる費用は実費となります。

(4) 料金の支払方法

あなたが当事業者に支払う料金の支払方法については、月ごとの精算とします。

- ① サービス月の翌月の27日頃に請求して、翌々月の13日頃に引き落としいたします。
- ② 現金の場合は、翌月の13日頃に請求いたします。

(5) キャンセル料

あなたのご都合により当日の通所介護（介護予防通所介護）をキャンセルした場合には、下記の料金を頂きます。キャンセルする場合は、至急当事業者に連絡してください。

ご利用日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無 料
ご利用日の前日午後5時までにご連絡がなかった場合	食事・おやつ代690円

(6) その他

あなたの被保険者証に支払方法の変更の記載（あなたが保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当事業者でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、被保険者証に記載されている市町村の窓口へ提出して差額（介護保険適用部分の9割）の払い戻しを受けてください。

7 サービスの利用方法

(1) 利用開始

- ア 当事業者に電話でお申し込みください。当事業者の担当職員があなたのお宅に伺い、当事業者の通所介護（介護予防通所介護）の内容等についてご説明します。
- イ この説明書によりあなたからの同意を得た後、当事業者の管理者が通所介護計画（介護予防通所介護計画）を作成し、サービスの提供を開始します。
- ウ あなたが居宅サービス計画（介護予防サービス・支援計画表）の作成を依頼している場合は、事前に居宅介護支援事業者（介護予防居宅支援事業者）にご相談ください。

(2) サービスの終了

- ア あなたのご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の7日前までに文書で申し出てください。
- イ 当事業者の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、サービス終了日の14日前までに、文書によりあなたに通知します。
- ウ 自動終了
次の場合は、サービスは自動的に終了となります。
 - ・あなたが介護保険施設に入所した場合
 - ・あなたの要介護度が非該当と認定された場合
 - ・あなたが亡くなったとき
- エ その他
 - ・当事業者が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、あなたやあなたの家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当事業者が破産した場合、あなたは文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。
 - ・あなたがサービスの利用料金を1ヶ月以上滞納し、支払の催告を再三したにもかかわらず支払わないとき、あなたが当事業者に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書であなたに通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

8 サービス利用に当たっての留意事項

○ 体調の確認	: 血圧、体温等看護師確認
○ 提供時間の変更	: 事前に相談
○ 提供時間の延長	: 必要に応じて相談
○ 設備、器具の利用	: 本来の用法に反しての使用により破損等生じた場合、賠償していただくことがあります。
○ その他	

9 サービスの内容

当事業者があなたに提供するサービスは以下のとおりです。

ご利用日：毎週 曜日

- サービスの提供方法等について、あなたに分かりやすく説明し、サービスは懇切丁寧に行います。
- サービスの提供に用いる設備、器具等については安全、衛生に常に注意を払います。

10 サービス相談担当者

当事業者があなたに提供するサービスについての相談担当者は以下のとおりです。

相談員 永田 博文

11 緊急時の対応方法

通所介護(介護予防通所介護)の提供中にあなたに容体の変化等があった場合は、速やかにあなたの主治医等に連絡します。

主治医	氏名 連絡先	
緊急連絡先	氏名 連絡先	

12 非常災害対策

非常時の対応	併設の「浜松中央長上苑 消防計画」にて対応
近隣との協力関係	地元自治会との連携に努める。
平常時の防災訓練等	毎月避難・防災訓練等の実施。
防災設備	スプリンクラー・避難階段・自動火災報知器・誘導灯 ガス漏れ報知器・防火扉・屋内消火栓・非常通報装置 非常用電源・非常用放送設備

※消防計画

消防署への届出：令和4年2月1日

防火管理者：松井 光一

- ① 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- ② 第1項を規定する訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練等へ参加する等地域との連携を重視する。

13 虐待の防止のための措置

I 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）の定期的な開催と、その結果の職員等への周知徹底。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針の整備
- ③ 事業所において、職員等に対し、虐待の防止のための研修の定期的な実施
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置

II 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

14 衛生管理等

- ① 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるものとする。
- ② 当該事業所における感染症の発生及びまん延を防ぐため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じるとともに、職員は、感染症等に関する知識の習得に努める。

15 第三者評価の実施状況

令和4年1月1日時点 実施しておりません。

16 その他運営についての重要事項

- 1 事業所は、従業者の質的向上及び認知症基礎研修の周知を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1)採用時研修 採用後3カ月以内
 - (2)継続研修 年1回以上
- 2 介護に携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他に類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置を講じる。

17 苦情処理

あなたは、当事業者の通所介護(介護予防通所介護)の提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。あなたは、当事業者に苦情を申し立てたことにより何らの差別待遇も受けません。

苦情相談窓口 担当 生活相談員 永田 博文
電話番号 (053) 411-5700

この他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口で苦情を申し立てることができます。

市町村	担当窓口	浜松市介護保険課
	電話番号	(053) 457-2875
	担当窓口	浜松市中区役所 長寿保険課
	電話番号	(053) 457-2324
	担当窓口	東行政センター
	電話番号	(053) 424-0184
	担当窓口	南行政センター
	電話番号	(053) 425-1572
県	担当窓口	静岡県福祉サービス運営適正化委員会
	電話番号	(054) 653-0840
国民健康保険団体連合会	担当窓口	国保連静岡県事業部介護保険課
	電話番号	(054) 253-5590